

# 神田孝平における「人民」\*

南 森 茂 太

## I はじめに

太政官の内命で明治6(1873)年11月18日より畿内・中国地方を巡見した渡邊清(天保6<1835>年—明治37<1904>年)は、帰京後に岩倉具視(文政8<1825>年—明治16<1883>年)へ見聞記を上申する。そのなかで兵庫県について、「漸次民會ヲ起シ、町村規則、區内規則、縣内規則等議定シ其権限を明にシ、各民ヲシテ権利之到る所を知テ之を肝に、義務ノ到る所を知て之を尽サシメテ要にし、産業之事に到テハ勉テ民間之自在に任せ、官に於テ敢テ關係セス、諸事人民ノ企望に任せ之を施行」していると渡邊は述べた(渡邊1873:引用は原則として原文のままおこなうが、句読点、濁点は適宜加え、合字については仮名文字に改める、以下同じ)。彼がこのように報告したのは、県令神田孝平(文政13<1830>年—明治31<1898>年、県令在任期間:明治4<1871>年11月—明治9<1876>年9月)がこの年の11月26日に「町村會」、「區會」、「縣會」の順で「民會」を開設していくこと、最初に開設する「町村會」の「假規則」などを「明治6年兵庫縣第487号」で通達したからである<sup>1)</sup>。また、同時期には兵庫・神戸港と内陸部の三田を結ぶ三田往還、武庫川上流と篠山川を連結する水路などのインフラ整備<sup>2)</sup>が「人民」主導で計画されていたからでもあった。

神田の県政は「人民」の代表者で構成される「民會」に政策の決定を、「人民」の自主的な活動に産業振興を委ねるものである。このような施政は神田が現存する「人民」を経済・政治の担い手となりうる存在と評価しているからこそ実現する。だが、彼のこの考えは、明治初期にあっ

---

\* 本稿を執筆するにあたり、資料収集・閲覧において、兵庫県公館県政資料館に大変お世話になった。記して感謝を申し上げる。

- 1) その後、「明治7年兵庫縣第194号」で「區會」、「明治8年兵庫縣無号」で「縣會」にかんする規則を制定している。詳細は南森(2012)を参照のこと。
- 2) 三田往還の整備は明治6(1873)年11月に「沿道ノ諸村」が「會同協議」しており、また武庫川と篠山川の水路連結は同年9月に有馬郡田尾寺村の田中俊児(天保15<1844>年—明治19<1886>年)が建議し、兵庫県と豊岡県とが調査を実施し、兵庫県は12月24日より着工している(『兵庫縣史料』政治之部、工業、第8編)。

ては異彩を放つ。というのは、現存の「人民」は「愚民」であり、彼らを経済・政治の担い手とするにはその知的状態を改善しなければならず、それまでの間は「人民」以外の主体が「近代化」のための諸改革を推進すべきであるという思想や政策論が支配的であったからである。

この改革を推進する主体について、当時の政府首脳、官僚、洋学者の多くは政府を想定する。たとえば、加藤弘之（天保7〈1836〉年—大正5〈1916〉年）は『眞政大意』（明治3〈1870〉年）で次のように言う。「開化ノ浅イ國」は「歐州各國」の真似をしてはならない。政府が「教化ノ道」を専一にし、「倫理ヲ明」らかにする、「風俗ヲ正」すなどはもちろんのこと、「百工技藝」や「利用厚生ノ術」が「關」けるように尽力することが重要である。これらを「民」に任せておくと、彼らが「愚」であるために、いつまでも「太古ノ風俗」を取り除くことや「開化文明ノ域」に達することができない（加藤 1870, 35）。また、明治政府の中心人物である大久保利通（文政13〈1830〉年—明治11〈1878〉年）が行政権の強い政治体制を確立し、その政治体制のもとで民業奨励政策を主導したのは<sup>3)</sup>、「人民」は「久シク封建ノ厭制ニ慣」れたことで「偏僻ノ陋習」を「性」とし（大久保 [1873] 1928, 185）、その「智識」は「未タ開ケサル」状態であるという認識を有していたからであった（大久保 [1874] 1928, 526）。

他方、民間の洋学者である福澤諭吉（天保5〈1835〉年—明治34〈1901〉年）は政府のみが改革を推進することへの疑問を投げかけ、「一國ノ全體ヲ整理スルニハ人民ト政府ト両立シテ始テ其成功ヲ得」と言う（福澤 [1874a] 1880, 51）。この考えは当時としては異色のものではあるが<sup>4)</sup>、他方で福澤が「文明ヲ進メ」る役割の担い手として期待したのは自らのように「私立」の立場にある「中人以上」の人びとであり（同上, 63-66）、彼もまた現存の「人民」を「愚民」と捉える当時の思潮<sup>5)</sup>から脱することはなかった。つまり、「人民」の現状に対する評価としては、上述した神田の考えこそが支配的な思想と大きく袂を分かつたものであった<sup>6)</sup>。

- 
- 3) 大久保利通が主導した諸改革、その背景にある彼の思想は安藤（1999）、落合（2008）を参照のこと。
  - 4) 植手（1974）は福澤諭吉のこのような思想を高く評価した代表的な研究である。
  - 5) 明治初期の政府首脳、官僚、洋学者の多くは現存の「人民」を「愚民」として捉えて、その知的状態を改善することを目標とする立場にあったため、これまでの研究は当時の思潮を「明治啓蒙」と称している。ただし、生越利昭はこの語の「内容の明確な定義、研究者の共通理解」（生越 2011, 398）は極めて乏しいと指摘し、『明治啓蒙』の概念を「①旧体制の打破、西洋文明導入による変革（自主独立）、学問の発達と教育制度の確立、②憲法制定等の維新体制の整備、社会の近代化と安定化（『富国強兵』）、③経済的繁栄（『殖産興業政策』）」の「三つの側面」に整理している（同上, 402）。そのうえで、これらの「革命的啓蒙＝文明開化」は「特定の少数エリートによる先導に依存」する「上からの啓蒙」であったと特徴づける（生越 2011, 403）。他方で神田は「人民」を「愚民」と捉えていないので、彼の思想は「明治啓蒙」と対極する位置にある。
  - 6) 神田の経済・政治論の先駆性を高く評価する研究は数多く存在するが、それらの大半は神田が提言、もしくは紹介した制度そのものが先進的であったことを評価の対象とし、彼の思想の全体像を明らかにすることはなかった。それどころか、彼が官僚という経歴を有していたために、その思想には誤った評価すら与えられる。その典型は住谷悦治による「明治絶対主義政府の官僚としての政治的・社会的地位」が神田の「思想に限界を与えている」との指摘であり（住谷 1958, 70）、塚谷見弘による「明治政府の代弁者としての役割を果たすべく運命づけられ」た「官府の学者」との位置づけである（塚谷 1960, 86）。

本稿では、神田は経済や政治の担い手となる「人民」が現実の世界にも存在していると認識しており、自らの制度改革案をこの現状認識より構築していたことを明らかにする。加えて、彼は自らの考えを政策立案に役立てようとする官僚としての役割を超えて、これを積極的に公表して自らの考えを普及し、また自らの影響力を高めようとした思想家であったことも明確にする。具体的には、II 節では『農商辨』（文久元〈1861〉年）で神田は幕末期の「民」が経済をどのように担い、また政治とどのように関係していると捉えていたのか<sup>7)</sup>、III 節では、彼が明治初期に執筆した経済・政治にかんする論著に幕末期における自らの認識をどのように継承したのか、そして兵庫県令として現存する「人民」と密接に関係するようになってもそれは変化しなかったのかを検討する。続く IV 節では、神田が「愚民」思想に基づかない政策論を展開していたことをより明確にするために、福澤諭吉と徳富蘇峰とを取り上げ、彼らの「人民」観を考察する。そして、結びとなる V 節では、神田には自らの思想を普及しようとする思想家としての側面があったことを明らかにして、彼の思想や思想家としての活動を再評価することを試みる。

## II 『農商辨』における「民」についての認識とその政策論

18 世紀末頃より日本周辺に欧米諸国の船舶がしばしば出沒するようになる。そのため、幕府は江戸周辺やその他の直轄地の沿岸警備を諸大名との連携で充実しようとするも、この軍備拡張方針はすでに逼迫しつつあった幕府や諸大名の財政状態をさらに悪化させることになる。しかしながら、これを解消するために租税の増徴、御用金の賦課などを実施することには困難があった。というのは、幕府首脳は軍備拡張を指示しながらも、これに伴う歳出の増加は最終的には「農」・「工」・「商」に転嫁され、その結果、統治者に対する彼らの不満が噴出する可能性があることを危惧していたからである<sup>8)</sup>。これらの問題に対する解決策を提示しようとして神田は『農商辨』を執筆した。

では、『農商辨』で神田は幕末期における「民」をどのように捉えていたのであろうか。同書で彼は次のように述べる。「年々土地ヨリ生ズル所ノ物」を「地ヨリ取」るのは「農ノ力」、この収穫物を「製造シテ品物」とするのは「工ノ業」、この「品物」を「運送シテ貿易」するのは「商ノ業」であり、この経済活動で「農」は「千金」の「値」を、「工」は「二千金」の「値」を、「商」は「三千金」の「利」を産み出す。この成果に対して「十分一ノ運上」を賦課すると、「商」の「利」

7) 神田は『農商辨』を執筆した時点ですでに「民」を経済の担い手として捉え、また彼らの政治に対する関心の萌芽を指摘する。そのため彼はこのときから「愚民」観を有していなかった。ただし、『農商辨』よりも以前の神田による経済・政治にかんする論著は未発見で、彼がどの時点で「愚民」観を脱却したのかは、現段階で明らかにすることはできない。

8) たとえば、阿部正弘（文政 2〈1819〉年—安政 4〈1857〉年）は「備厳重に候迎も、実用薄く入費は莫大相成、領内其為に及疲弊候様にては、是又人氣不和合之基にて候」と述べている（阿部 [1849] 1955, 43）。

に課税したときが「下苦マズシテ上富ム」（神田 1862 [1879], 2-3）。このように神田は、「農」・「工」・「商」を生産や流通の担い手、「上」、すなわち「士」を租税の徴収者と表現し、そこに職業による社会的分業関係が成立していると把握する。他方で、彼は「農」・「工」・「商」を「下」、  
「士」を「上」と表現し、そこに身分による支配関係があるとも理解した。

この支配関係のもとでは政策の決定は「上」に委ねられ、「下」の経済活動はその影響を受けるのみとなる。幕府や諸大名の実施している経済政策の具体例として神田は、財政赤字の解決を目的とした「農」への増税、「商」への新規借入金の申し込みと「舊借」の返済破棄、「貨幣ヲ改造」を挙げるが（神田 1862 [1879], 8）、それらの影響については、増税や返済の見込みのない借入で「下」は「上」に対して「怨」を抱き、また「貨幣」の「改造」により「物價」が混乱しているなど負の面を強調した（同上、9）。

もちろん、統治者たちがこのような「下」の「怨」に対しては十分に注意を払っていることを神田は認め、次のよう例を挙げる。「武備」を整えるという「急務」であっても、この費用を「民」から徴収すれば、「民」が「怨」んで内乱が発生する可能性があり、「民心」を「收」めるために厳しい取り立てを実施できなかった（神田 1862 [1879], 15-16）。

とはいえ、減税政策を実施すれば、「武備」を整えることができず、「敵ニ乗ルベキノ隙ヲ與」えることになる（神田 1862 [1879], 16）。このような状況下で神田が警戒したのは「西洋人」の侵略である。ただし、彼は西洋諸国の軍力そのものではなく、むしろ経済政策の内容に脅威を感じている。彼は、もし「西洋人」が「東方諸國」を支配したならば、まず農民に対する租税を免除し、そのうえで蒸気機関などさまざまな「器械」を用い、鉱山を開き、水利を起こし、船を建造し、漁業や牧畜を広め、學術技芸を極め、百般の器物を製造して、これらを万国に輸出することで莫大な「利」を得る（同上、17-18）、と推測する。このような政策が実施されれば、「人情」は「利ニ趣」くために、「人心」は租税が少ないことを喜び、「西洋人」に「悦服」する（同上、17-18）、と神田は考える。他方で、神田は日本で現在の租税政策が改革されなければ、日を追うごとに事件が多く起り、歳出が増加し、租税の増徴がおこなわれ、「民心」が離反し、「國人」<sup>9)</sup>に「外國ヲ慕フノ心」が生じ、国内は「土崩ノ勢」となり、外国に対しては隙をみせ、「明君賢相」が日夜勤勉に「政」を執り行なっても国は滅びる（同上、25）、と警告した。

加えて神田は、誤った租税政策が自国の経済発展に対してもマイナスの影響を与えていると指摘する。彼が特に問題視したのは「農」の「産物」に対する課税であり、これが原因となって農民たちは耕作への意欲を減退させ、その結果、山野は荒廃し、農産物の生産量が減少するために「物價」は日ごとに上昇していき、農業のみならず「工商」も衰退する（神田 1862 [1879], 9）、と述べる。以上のように現状の問題点を把握した神田は、現状の武家政権のもとで、主たる税源を、担税能力が低くかつ税収が少ない「農」の「産物」から、担税能力が高くかつ税収が莫大な

9) その直前に「聚斂日ニ行ハレ、民心日ニ散シ」（神田 [1862] 1879, 25）と書かれているため、ここでの「國人」は納税者である「民」を指すと考えることができる。

額となる貿易の「利」へと移す税制改革を実施し、この改革により国内経済の発展と歳入増加を同時に達成し、さらに軍備の増強と「民心」の掌握という国防上重要な課題をも解決すべきであると論じた<sup>10)</sup>。

上述した『農商辨』における神田による「民」の経済・政治との関係についての理解には次のような特徴がある。第一に、神田は幕府・諸大名が政権を担う政治体制、さらには身分的支配関係を所与とはするものの、被支配者である「民」を単なる経済活動への従事者としてのみならず、「利ニ趣」く「人情」を有する自立した経済活動の担い手と認識していたことにある。そのため、彼は統治者である武士に「民」の経済活動を支配・監督する政策の実施を要求することはない。彼は税制改革を実施さえすれば、農業の「利潤」は瘠せた土地を耕作しても「利」を見込めるまでに増加し、農民は土地の開拓を積極的におこなうことで農産物の生産量が増加し、その「値」が下落することで工業や商業をも盛大にする波及効果がある（神田 1862 [1879], 6）、と述べた。

第二に、神田は「利ニ趣」く「人情」が「農」にも「商」にも存在していると認めたことである。当時の経済論の多くは「農」の経済感覚を「商」の「姦術」に陥る程度のものでしかないと捉えていたのに対し<sup>11)</sup>、神田は彼らもまた自らの意思決定により、自身の経済活動の成果をより大きなものにしようとする存在と捉える。それゆえ、税制改革により農業の「利潤」が増加するのであれば、「山谷ノ間ニ至ル」まで農民は増加するが（神田 [1862] 1879, 6-7）、改革が実施されなかった場合、「農民」は「商人」になると指摘した（同上, 12）。このように述べるのは、農業よりも商業のほうが担税能力に優れ、また多くの「利」を獲得する機会<sup>12)</sup>が訪れつつあることを「農」が理解していると、神田が考えるからであった。

第三に、統治者の実施する経済政策の内容に「民」が関心を抱き、彼らが形成する政策への評価は政権の存続や国の独立をも左右する、と神田が考えたことである。この考えは以下のような

10) 南森 (2008b) が指摘したように、『農商辨』における神田の「士農困窮の原因に対する考察と、その解決を外国貿易によって図ろうとした方策は江戸時代経済思想の祖述」（南森 2008b, 71）であり、この点のみに同書の先駆性を求めることはできない。同書の最大の特徴は「商人による民営貿易を容認するとともに、この『利』に対して租税を賦課するという構想」であり、また「幕府・諸藩が生産過程に直接的にかかわることを論じなかった」ことである（同上, 72）。このような政策論の背景にあるのが本稿で論じる神田の「民」への評価である。つまり、『農商辨』の改革案そのものは江戸時代に見られる「国益思想」の系譜として位置づけられるものではあるが、他方で彼の「民」に対する認識は、この思想の多くが「幕末段階においてなお市民社会的人間観を想定し得ない限界を有していた」（藤田 1998, 44）なかで、一部ではあるもののそれを克服している。なお、江戸時代における「国益思想」については藤田 (1998) を参照のこと。

11) 横井小楠（文化 6 (1809) 年—明治 2 (1869) 年）が『国是三論』（万延元 (1860) 年）で、これまで「民間」の「生産」は「悉く商賈の手」に売却されていたが、その購入価格は低く、さらには「姦商」による「種々の欺詐」の被害もあったため、彼らの大半は本来の「半価」しか手にすることができなかったと述べるのはその一例である（横井 [1860] 1971, 442）。

12) 神田は、国内経済に限った場合であっても「商」は経済活動を通じて「三千金ノ利」を獲得し、外国貿易が開始されれば「商」の「利」は「際限」なく増えると想定する（神田 [1862] 1879, 3）。詳細は南森 (2008b) を参照のこと。

認識から構築される。最初、「民」は誤った経済政策に対して「怨」を抱き、政策が改められなければ「民」は次第に「仁政」を実施する統治者の出現を望むようになる<sup>13)</sup>。経済活動の担い手である「民」の関心は「利」に向かい、政権の担い手が誰であるかについての関心は薄い。そのため、「西洋人」であっても、「民」は自らの「利」が保障される政策を実施したとすれば、その内容を評価して「悦服」する、つまり「民」は自らの意志で「仁政」を実施する統治者に従うことで自らが担う経済活動を守ろうとすると神田は理解する。このような彼の思想は当時の幕臣や諸大名たちの国防に対する考えとは大きく異なる。というのは、神田と同様に「民」と外国勢力とが結びつくことで国防にマイナスの影響がでるという指摘はするものの、彼らの考えは「愚民」が外国人の「奸謀」に陥るという認識のもとに構築されていたからであった<sup>14)</sup>。

### III 江戸開城（慶應4〈1868〉年4月11日）以降の経済・政治論における「民」・「人民」

#### 1. 経済論における「民」・「人民」

文久2（1862）年2月に蕃書調所（同年6月に洋書調書、翌年に開成所に改称）の教授方出役として幕府に登用された神田は、慶應4（1868）年になると同僚である柳河春三（天保3〈1832〉年一明治3〈1870〉年）による新聞・雑誌の出版事業に参加し、それらの誌上に多数の論文を公表している。神田がとくに経済・政治にかんする論文を積極的に執筆したのは、日本の独立を維持するために欧米の制度を参考とした改革が必要だと考えたからである。そのひとつとして『西洋雑誌』第4号に掲載した「褒功私説」（慶應4〈1868〉年<sup>15)</sup>）を挙げることができる。神田は同

13) このような神田の考えは『孟子』巻第二・「梁恵王章句」下の8章、10章、11章などで展開される「易姓革命」の思想に着想を得た可能性がある。なお、『農商辨』には「孟子ニ龍斷ヲ私ス云々、從フテ之ヲ征ス」（神田[1862] 1879, 10）、という『孟子』（巻第四・「公孫丑章句」下・第10章）に依拠した記述がある。

14) 嘉永6（1853）年に島津忠寛（文政11〈1828〉年一明治29〈1896〉年）が幕府に宛てた「上書」は当時の武士層の「愚民」観の典型例といえる。彼によれば、諸外国との貿易を開始すれば、「五穀」さえも輸出される可能性があり、食糧不足が発生して「上下一統之困窮」に陥ることが予測できる。「奸黠之異人」たちはこの虚に乗じて、「金銀寶貨」で人びとを「誑誘」し、「恩恵」を施せば、「愚痴無知之細民」たちは困窮のあまりこれを「奸謀」だとは思わず、結局は「異人」たちの「恩」と思い懐柔されてしまう（島津[1853] 1910, 111）。

15) 「褒功私説」の公表時期を吉野作造は「明治元年」とし（吉野[1927] 1995, 214）、また本庄栄治郎は「明治元？」としている（本庄 1973, 34）。本庄がこのように表記したのは同論文を掲載した『西洋雑誌』巻四の発行年月が明確ではないからである。同誌の巻一は柳河春三が雑誌発行の目的を論じた箇所の末尾に「慶應三年冬十月揚柳河嗽識」（柳河 1867, 1）と書いているために慶應3（1867）年に公刊されたことが判明しているが、それ以外は発行年月が記載されていない。その表紙には「毎月刊行」（巻一、三）、「逐月発行」（巻二、四、五）と書かれているものの、本来であれば「慶應4年1月」に発行されるはずの『西洋雑誌』巻四について、神田は慶應4（1868）年4月に『中外新聞』第17号に掲載した「重

論文で欧米諸国が工業化に成功した要因を技術開発者の利益を保護する特許制度の整備にあると捉え、日本にもこの制度を設けることで「人民」による技術開発・導入が盛んになり、その結果、経済成長が可能になると主張した<sup>16)</sup>。

この論文で神田は「パテント」を「妙術奇器等を新たに發明せし功を賞」する制度と紹介し、「西洋并合衆國等」がこれを設けているのは「妙術奇器等」の「發明」こそが「民を開き國を富すの本源」と認識しているからだと説明する（神田 1868e, 6）。彼は同制度が必要な理由を次のように述べる。「新器妙術等」の研究は「人情の好む所」なので、世間ではこのことに「心力を盡」し、なかには「財産を傾盡」する人もいる。もし、「發明」が実用化できる段階になったときに模倣が困難な場合には問題はないが、模倣が容易であれば「世上に流傳」してしまい、「許多の利益を得る者」が出現する一方で、「發明せし當人」が「元手」すら回収できないこともある。このように「發明」者の「利益」が保護されないことは「技藝を愛するの政なき」ものではあるが、他方で「發明ある毎」に「褒賞」をおこなうような「技藝を愛」する政府では「無用の技」までもこれを与えるという問題がある。それゆえに、「有無の間適當の宜を得て決して流弊の生ずべき憂なき」ように「パテントの法」が必要である（同上, 8）。

神田が導入を提言する「パテント」制度は次のようなものである。「新奇の發明」の申請があれば「吟味」をおこなう「役所」を設ける。ここでの「吟味」は「新奇の發明」をあらかじめ「萬國未曾有の事を發明せし者」、「他國にて發明せし事を始て自國に學び傳へしもの」、「古來有來の事に改正を加へたる者」の3つに分類し、これらの基準に照らし合わせて「新法の等級」を決定する。加えて、「元手」をどれくらい必要としたか、その「功用」はどの程度あるのかなども判断し、これらを基として「年限を定」めてこの期間中は「發明せし者」を「術」、もしくは「器」の「株主」として「役所の權」で保護する。なお、この「年限」は「株主」が「元手」を取戻し、かつその「勞を贖」えるだけの「利分」を獲得できる期間とする。もし、「株主」以外の人がこれを修得したいと思う場合は「株主」と熟談させ、「揚錢」を「株主」に支払わせて「許」を受

---

版論」で「余嘗て西籍を譯して褒功院説を著せり。近日校正して西洋雑誌の卷四に載すべし」（神田 1868c, 2）と述べており、同誌は予定通りに発行されなくなった。ただし、この記述により「褒功私説」が掲載された卷四の発行は同年4月以降と考えることができる。また、『西洋雑誌』の発行は巻五で一旦途絶することになる（翌年6月に最終号である巻六を発行）。この理由は明らかではないが、柳河の主催による『中外新聞』が慶応4年6月8日に佐幕的であるとの理由で第45号をもって発行禁止となり、翌明治2（1869）年から再度発刊されたことと同様のケースと考えることができる。そのため『西洋雑誌』巻四の発行は『中外新聞』の発行が禁止された時期までのあいだと考えることができる。それゆえ、本稿では「褒功私説」の公表時期の和元号を「慶応4年」とする。

- 16) 「明治18年太政官布告第7号」により「専売特許法」が公布・施行されたことで日本に特許制度が定着していく。もっとも、この制度の紹介や導入への動きは古くからある。たとえば福澤諭吉は『西洋事情』外編・卷之三（慶應4（1868）年）でこの制度を紹介している。明治2（1869）年には公議所で「新規株式御許成候仕度議」が提出され（提出者不明）、同議案の採択が可決している。その後、政府は「明治4年太政官布告第175号」で「専売略規則」を公布している（翌年に施行中止）。神田による同制度の紹介はこれらに先駆けるものであった。

けさせてもよい（神田 1868e, 8-10）。

「パテント」制度がもたらす効果として神田は、「大なる利分」が保証されることで、「人民」が進んで技術や機器などの「発明」、「傳習」に「憤勵」するようになり、このことが現在では「西洋人」よりも劣っている「我邦の人民」の「材藝」を「上達」させ、ひいては「富國の源」にもなることを挙げる（神田 1868e, 10）。もちろん、当時の日本と欧米諸国の技術力には大きな差があった。しかし、後発国は技術を最初から開発する必要はなく、先進国のそれを導入することができる利点がある。このことを看破した神田は次のように述べる。「萬國未曾有の發明」はできなくとも、「西洋人」が「數百年の間心力を盡して發明せし事」を「學び傳」えることは容易で、この「利益」は大きい。そこで「第一に傳習せし者」にも「若干年限」を設けて「株」を与え、この期間中は許可なく他人がこの「技」を模倣することを禁止する。このようにすることで「傳習せし者」は「元手を取戻」すのみならず、「數多の利分」を獲得できるようになるので、「我一と競て新術を傳はらんことを欲」するようになる（同上, 11-12）。

加えて、「パテント」制度のもとでは、「人民」による多額の資金を要する技術の導入を可能にするとも神田は指摘する。「役所の保護ありて相違なく利分を收むべきを見込」みがあれば、「人民」のなかには「膽を放ちて大金」を出資して、「蒸氣機関」の購入や「造船の法を學」ぶことを企図する者が出現する。このような「世間の風習」が形成されることは、政府が「數千百人を撰みて傳習を命じたまふにも勝」る<sup>17)</sup>（神田 1868e, 12）。

このような神田の構想は幕末・明治初期におこなわれていた経済政策とは異なるものである。当時の政策は統治者の主導によって外国の技術を移転することで工業化を図る、もしくは外国の技術を応用することで農業や農産物加工品の生産といった「民業」を育成するというものであったからである。とくに、後者の政策が実施された背景には、これを主導した大久保利通に現状の「人民」の「智識」を問題視する認識があったことはいままでもない。他方で、神田は「民」の「人情」を「利二趣」くものと捉えた『農商辨』での主張を継承する。それゆえに彼は「パテント」制度によって「利益」が保証されれば、資金を必要とする技術導入であっても現存の「人民」が主導することができるという主張に到達した<sup>18)</sup>。

17) 明治初期の政府はお雇い外国人による教育と海外への留学生の派遣により人材の育成を図りつつ、自らが主導して欧米諸国から技術を導入しようとした。しかし、この政策は正貨を流出させる原因となる。この問題が顕在化したとき、神田は流出の直接の原因の具体例に「雇入レノ外國人」、「海外留學生」、「鉄道電信ノ建築」、「鑛山工局ノ開業」を挙げ、これらのうち可能なものについては「廢止」し、すべてを「廢止」できない場合はできる限り「減省」する必要があると論じる（神田 [1875] 1976, 6-7）。彼がこのように主張したのはもちろん、「眞成ノ開化ヲ爲サント欲セハ、先ツ財政ヲ治メサル」ことが必要であるという認識からではあるが（同上, 8）、「人民」主導型の技術移転も可能であるという彼の思想も大きく影響している可能性がある。なお、明治初期のお雇い外国人雇用と留学生派遣の方針の推移は井上（2006）を、神田の正貨流出問題に対する対応策は南森（2008a）を参照のこと。

18) III 節 2 で見るように、神田は政治論では広狭にかかわらず土地を所有する納税者を「人民」と想定しているが、「褒功私説」では多額の資金を必要とする海外からの技術輸入を論じていることもあり、単に納税者と言うのみならず、多額の資産を有する人びとを想定していると思われる。それゆえ、産業

## 2. 政治論における「民」・「人民」

神田は『農商辨』で「利ニ赴く」「民」を「悦服」させる「西洋人」の侵略に対して危機感を抱く。加えて彼は、現在ではあらゆる国々で商業をおこなう人びとが栄え、これをおこなわない人びとが衰退する、まさに「天下ノ權」が「商人」に移ろうとする時勢であり、税制改革が実施されなければ武家政権の将来はどのようなことになるか予測ができないと言い（神田 [1862] 1879, 13）、武家政権が商人により脅かされる可能性があることを指摘する。もちろん神田はこのような事態を望んではいない。『農商辨』での彼の現存する「民」への評価や税制改革論は急進的ではあるものの、他方で政治体制については武家政権を維持しようとする保守的な考えであったからである。それゆえ神田は、「智甚深い」「和漢」の「古聖人」が現在に現れたならば、「時ニ依り、變ニ從」って「至大至仁ノ政」、すなわち「農法ノ小仁ヲ捐」て、「商法ノ大仁」を実現する政策を採用すると述べ（同上、21）、自らの主張する改革をこれまで政策決定を担ってきた人びとに実施されることを期待する<sup>19)</sup>。つまり、同書の神田の政治体制論は江戸時代のそれらと同様の特色を有していた<sup>20)</sup>。

ところが、神田の政治体制論は後に3度の展開をみせる<sup>21)</sup>。第1の転機は、慶応4（1868）年1月に「會議法則案」で、従来では政策決定に加わるのでできなかった武士の意見を政策に反映させるため「會議」に諮問機関としての役割を持たせようとしたときである<sup>22)</sup>。第2の転機は、江戸開城の前日（慶応4年4月10日）に「日本國當今急務五ヶ條の事」で、「士」の「衆議」のみならず、「農」・「工」・「商」をも含める「國人」の「衆説」を政策に反映させる必要があると説いたときである<sup>23)</sup>。そして、第3の転機は、慶応4年4月25日に「江戸市中改革仕方案」を公表した時点で、彼は「政府」が「衆説」を採用するのみならず、「國人」が政策決定をも担え

---

振興の担い手としての「人民」は限定的なものと言える。

- 19) 江戸時代、政策決定は、幕府では「親政」が実施される場合は将軍が、それ以外の場合は原則として老中がこれを担っていた。大名家も同様で、大名自ら、もしくは家老職にあるものがこれをおこなっていた。なお、江戸時代の統治機構については横田（2009）を参照のこと。
- 20) 丸山眞男は江戸時代の政治論の特色のひとつに「制度的改革の推進力」を「まず従来の支配層に求め」ていたことを挙げる（丸山 1952, 300）。
- 21) 神田の政治体制論の展開とその背景は南森（2010）を参照のこと。
- 22) ここで言う「會議」とは、慶応4（1868）年1月14日から一部の旧幕臣、佐幕派大名の家臣、開成所の洋学者たちが開成所で開催したものである。これに参加した神田が議論を円滑にするために「會議法則案」を執筆する。そのなかで彼は「會議」での決定事項は「政府に呈し裁断を乞ふへし」と言い（神田 [1868a] 1934, 457）、政策の最終決定は従来からこれを担っていた人びとに委ねるものの、これに携わることができなかった家臣たちの「衆議」を「會議」を通して政策へと反映しようとする構想を明らかにした。なお、開成所で開催された「會議」の参加者やその動向については東京大学百年史編集委員会（1984）を参照のこと。
- 23) この小論で神田は「我日本は永久獨立國たるへし」という目標を達成する条件のひとつに、「政府」は「日本國中」の「衆説」を採用しなければならないと述べる（神田 1868b, 8）。

るような政治体制である代議制度の導入という考えに至ったときである<sup>24)</sup>。

神田が到達した代議制度構想は地方議会にとどまるものではなく、彼は明治3(1870)年に「議院考一則」で国政でもこれを導入すべきとも主張する。この制度を導入するメリットとして神田は、「古の聖人」は「民心の向ふ處」を知ろうとしてさまざまな苦心をしていたが、「會議の制」は苦勞をせずとも「民心」を知る近道であることを挙げる(神田1870, 4)。つまり、神田の政治論は、特定の議論をおこなう「會議」のために執筆した「會議法則案」を除き、一貫して政策に「民心」をどのように反映すべきかを論じるものであった。

では、神田が言う「民心」とはどのような人びとが抱くものであろうか。『農商辨』では税制改革により租税の多寡により左右される「民心」を統治者が掌握する必要があると主張する。江戸時代の租税制度は、地域により異なるものの、多くの場合は田畑や屋敷などの生産力に対して税が課される。つまり、神田は土地を所有する納税者を「民」として捉え、この「民心」の掌握の重要性を説いたのである。この土地所有者であり、かつ納税者である「民」, 「人民」を想定した神田の政治論は江戸開城以降も変わることはない。それゆえ、「江戸市中改革仕方案」では「地面持」が選出した「總代人」による「總代會議」の開設を構想し、実際に兵庫県では「各町村内に住居」する16歳以上の「地面家作等不動産所持人」を「選挙人」とする「町村會」の開設を指示した。

また、神田の政治論における「民」, 「人民」は土地を所有していることのみを要件とし<sup>25)</sup>、その広狭を問うことはないため、対象者は極めて多い。確かに「江戸市中改革仕方案」で彼が選挙権を与えるとした「地面持」に相当する「地主家持」の総戸数に占める割合は1880年代初頭の東京府15区内においても6.4%にすぎない(田中1977, 136)。他方で、彼が兵庫県で実際に開設した「町村會」, 「縣會」の選挙権を与えた「不動産所持人」とは、農村では「持高百姓」に相当する。兵庫県内におけるその割合は、たとえば、弘化2(1845)年の西小部村で91.7%、安政2(1855)年の花熊村で91.5%、文久2(1862)年の板宿村で100%と高かった(新修神戸市史編集委員会1992, 759-60)。

加えて言うならば、神田の政治論における「民」, 「人民」は、彼の経済論におけるそれと同一のものである。このことは、「民選議院」の開設を主張する「民選議院可設立ノ議」, 「財政變革ノ説」(いずれも明治7(1874)年)で神田が次のように論じていることから明らかである。前者で神田は、「民」が納める租税は「人自勞シテ得ル所ノ者」(神田[1874a]1994, 264)、すなわち経済活動の成果に対して賦課されると考える。また、後者では、議会で納税者の代表が予算編

24) この論文で神田は「江戸市中」の「地面持」に「入札の法」により2名の「總代」を選出させ、「總代會議」においてさまざまな議案を審議させ、「會議」で議決されたことのみを「市中」に施行させるべきであると主張する(神田1868c, 3)。

25) 神田は論著、および兵庫県令としての政策で「民」, 「人民」を土地所有者であることのみを要件として挙げ、その実態について自らの評価を明らかにすることはしない。そのため、神田の「人民」観をより浮き彫りにするためには、筆者自らが、たとえば県令在任期間中の兵庫県の「人民」の実態について明らかにする必要がある。

成、審議、議決、および決算をおこなう制度改革を提言する。というのは、この改革の結果、「人民」は「用途不分明ノ税金ヲ納」めることがなくなり、「國家ノ財計」は「玲瓏透徹」になることで「官民」の間からは「猜疑ノ心」が消え、互いに「赤心ヲ吐露」することが可能になる（神田 [1874b] 1976, 4）、すなわち「人民」が自らの経済活動の成果の一部を納得のうでで租税として納めることができるようになると考えるからであった。

ところで、神田が政治論で「民」、「人民」に対して高い評価を与えたのは、兵庫県令として彼らと極めて近い位置にあり、「権利」と「義務」の双方を理解するその実態に触れてきたからである。たとえば、神田が開設した「民會」は官民混同の地方議會ではあるが、納税者である「不動産所持人」の代表が議員として加わり<sup>26)</sup>、それぞれの議會が予算議決権を有する。それゆえに、かりに彼らが自らの獲得した「権利」のみを活用し、納税額を極端に抑える予算を議決すれば、「縣」、「區」、「町」・「村」が主体となって運営する諸事業は滞る可能性が生じる。だが、このような問題は起こらず「人民」が「義務」を十分に果たしていたことは、三田往還の整備からも窺い知ることができる。というのは、開港地である兵庫・神戸と内陸部三田を結ぶこの道路を、沿道の22ヵ村が「或ハ費金ヲ投シ、或ハ力役ヲ施シ、或ハ地面ヲ捨テ」るなど「合力」し、多額の整備費用を「官費」に頼ることなく、すべて「民費」により整備したからであり、また創設されたばかりの「町村會」、「區會」が合議機関の役割を果たしたからであった（太政官『兵庫県史料』政治之部、工業、第8編、「丹波道路設置」<sup>27)</sup>）。

この他にも、神田の県令在任時には、「人民」の主導で猪名川水運、武庫川上流と篠山川を連結する水運、兵庫運河の一部開削などのインフラ整備事業が進められる。それゆえ、彼は県令退任時に自らの施政方針や残された課題などをまとめた「元兵庫縣事務引續演説」（明治9〈1876〉年）のなかで、「人民の世上へ對せる義務」で「最も重き者」として「道路修築」を挙げ、このことを「督促」したこともあったが、現在では「人民漸次此意」を理解し、「官吏の督促」がなくともこれを修築していると述べる（神田 1876）。加えて、彼は県令時代に行政が産業振興を主導しなかった理由を、兵庫県の「人民」は「産業」について「迂闊を極めたる者」ではなく、「利分の見込」があれば私の「勧透<sup>マツ</sup>」を待つまでもなく、直ちに着手しているからだと振り返った（神田 1876）。

兵庫県令を経験することで、神田は現存の「人民」に対する自らの認識が正しいことを確信す

26) 兵庫県の「民會」は、「町村會」では「不動産所持人」の選挙により、人口100人未満の「町」・「村」で10人、それ以上の場合は人口が100人増加するごとに1名増として、最大1,000人以上の「町」・「村」で20人を、「區會」では「町」・「村」から「町村會」議員の互選により1名を、また「縣會」では「不動産所持人」の選挙により「區」から1名を公選議員として選出することが定められる。また、「町村會」では「正・副戸長」のいずれかが、「區會」では「戸長」が、「縣會」では「區長」が議員となる官民混同の議會である（「明治6年兵庫縣487号」）。それゆえ、「町村會」では圧倒的多数が、また「區會」、「縣會」では半数が納税者の代表が議員となる。

27) 明治7（1874）年の完成時に神田は、利用者にこの整備状況を報せるためにその起点と終点とに「廣告」を掲げさせている（太政官『兵庫県史料』政治之部、工業、第8編、「丹波道路設置」）。

る。それゆえ、地方官会議（明治8〈1875〉年）で大勢を占めた「民會」の議員を「官選」にすべきであるという意見<sup>28)</sup>に対し、彼は「民會」では「營繕修築費用等ノコト之ヲ衆議ニ決スルニ過キス、偉言宏論ハ用フル所ナシ」と反論する（地方官 [1875b] 1928）。また、この認識は「民選議院」に予算編成、審議、議決、決算の権限を与えることの根拠にもなる。彼は予算制度を導入することでもたらされる効果を次のように論じる。「人民」が「國事ヲ憂フルノ心」を沸き立たせるようになり、「國」には「鴻益」がもたらされるようになる。というのは、政府による「成敗得失」はすべて「自己身上」に関係があるものと受け止めるようになるからである。さらに、「人民ノ風習」が好んで「國事ヲ論」ずるようになると、「人民」の「知識」は「次第二開」け、「萬國ノ事情」や「急要ノ事務」を理解するようになり、その結果、「經國ノ人材」が生まれ、「國運」が「隆興」する（神田 [1874b] 1976, 4-5）。つまり、神田は現時点の「人民」は自らの経済的利益に直接関係する地域については政治の担い手としても役割を十分に果たしていると評価し、さらに「民選議院」の開設と予算制度の導入とにより「人民」の関心を「國事」へも拡大しようとしたのであった。

#### IV 明治初期から中期にかけての「人民」観

##### 1. 『學問ノス、メ』における福澤諭吉の「愚民」観

これまで見てきたように、神田は「人民」を経済・政治の担い手と捉え、彼らを中心に「國家富強」や「國運隆興」を図るための制度改革をおこなうことで、日本の独立を維持しようと考えている。ところで、日本の独立を守るのに「人民」が重要な存在であるとの認識は福澤諭吉もまた抱くものである。彼が「國中ノ人民ニ獨立ノ氣力ナキトキハ一國獨立ノ權義ヲ伸ルコト能ハズ」と述べるのはその一例である（福澤 [1873b] 1880, 36）。だが、現状の「人民」に対する認識、そこから導き出される課題は神田と福澤とで大きく異なる。というのは、福澤は「人民」を構成する「平民」の大多数を「無氣無力ノ愚民」として把握し（福澤 [1874a] 1880, 56）、彼らの現状を改善するためには「政府」と「小民」の「中間」にあるものが「庶衆ノ向フ所ヲ示」すことが重要だと主張するからであった（福澤 [1874b] 1880, 80）。

福澤はこの考えを『學問ノス、メ』（明治5〈1872〉年—明治9〈1876〉年）で明確にする。だが、同書の執筆を開始した当時は現状の「人民」を「愚民」とする評価をしていたわけではない。明治5年に出版された初編における「愚民」は、「學問」の重要性を説くために福澤が作り上げた「人民」像であったからである。彼は同書で、「愚民」を自身の「無智」が原因で経済的困窮に陥ったにもかかわらず、「傍ノ富ル人」を「怨」み、甚だしい場合は「徒党」を組んで「強訴一揆」

28) この種の意見の大部分は渡邊昇（大阪府権令：天保9〈1838〉年—大正2〈1913〉年）が述べるように、「公選」議員による「民會」は人材を得れば「真正ノ利益」があるが、もし人材を得られなければいたずらに「開化ノ態」を模するにすぎず、「行政」に対して害を及ぼすことを根拠としている（地方官 [1875a] 1928, 314）。

などを起こす「無知文盲ノ民」, および「身本」が信用でき, 相応の「身代」があっても, 「金銭ヲ貯」めることのみに関心を持ち, 「子孫ヲ教」えることに無関心である人と定義する(福澤[1872] 1880, 13-14). そして, 「愚民」を支配するには「道理」によって「悟」す方法がないために, 「威」により「人民」を「畏」す「政府」, すなわち「苛キ政府」が出現すると指摘し, 「假ニ人民ノ徳義今日ヨリモ衰」えて「無學文盲ニ沈」むのであれば「政府ノ法」は「今一段嚴重」になってしまふので, 「人民」は「皆學問ニ志」して「物事ノ理」を理解し, 「文明ノ風ニ赴」くことが重要であると説いた(同上, 14-15).

ところが, 明治6(1873)年11月出版の二編になるとこの「人民」像は現状の「人民」への評価へと変じてくる. 同編で福澤は, 「暴政ヲ避ケント欲」するのであれば, 「速ヤカニ學問ヲ志シ, 自ラ才徳ヲ高」くして, 「政府ト相對シ同位同等ノ地位ニ登ラザルベカラズ」と論じ(福澤[1873a] 1880, 31-32), 現状の「人民」は政府と「同位同等」となるにふさわしい知的状態ではないことを示唆する. 続く三編では「愚民」観をより明白にし, 「苗字乗馬」の許可や「裁判所ノ風」が改まったことで, 「人民」の大部分を構成する「平民」は「表向ハ先ツ士族ト同等」になったものの, 彼らの「習慣」は急には変わることはなく, 「平民根性」は依然として「旧ノ平民」のままである(福澤[1873b] 1880, 43), と述べた

現存の「人民」を「愚民」とする評価をしいに強めていった福澤は, 「平民根性」が形成された原因を「政府」と「人民」の双方に求める. 彼によれば, 「旧幕府ノ時代」には幕府や「三百諸侯」の領内に設けられた「小政府」が「百姓町人ヲ勝手次第ニ取扱」い, 彼らに「人ニ持前ノ權利通義ヲ許」すことはなかった(福澤[1873a] 1880, 25). この「政府」の「人民」に対する姿勢は徳川幕府が成立する以前より見られるものであると福澤は言う. 「我國人民」は「數千百年」にわたり「専制ノ政治ニ窘」められてきた結果, 彼らは「心ニ思ウトコロヲ發露」することができなくなり, 「欺キテ安全ヲ偷ミ詐リテ罪ヲ遁レ」る「欺詐術策」が「人生必需ノ具」となり, 「不誠不實ハ日常ノ習慣」になり, このことを「恥ずる者」や「怪しむ者」がいないので, 「一身ノ廉恥」はすでに「地ヲ払ツテ尽」きている状態となった. 他方で, 「政府」はこのような「人民」の「悪弊ヲ矯」めようとして, 「嘘威ヲ張」り, 「嚇」し, 「叱」ることで彼らを強制的に「誠實ニ移」らせようとしてきたが, このことがまた「人民」の「政府」への「不信」を高めることになった. その結果, 「上下ノ間」は「隔絶」し, 互いに「無形ノ氣風」を醸成していった(福澤[1874a] 1880, 54-55).

福澤はこのような「政府」の「専制抑壓ノ氣風」と「人民」の「卑屈不信ノ氣風」は明治維新の後も改まっていないと指摘する(福澤[1874a] 1880, 55). それどころか, 後者についてはより強くなりつつあることを次のように指摘する. 維新からわずかの期間で, 「學校兵備ノ改革」, 「鉄道電信ノ設」, 「石室」の造営, 「鉄橋」の架設などがおこなわれ, 「其決斷ノ神速ナルト其成功ノ美ナル」は耳目を驚かすものである. だが, これらの事業はすべて「政府」が主導しているため, 「人民」はどのように思うであろうか. 彼らは, 「政府」は「力」と「智」を兼ね, 自分たちの「速ク及プトコロ」ではない「雲上」で「國ヲ司」り, 「我輩ハ下ニ居テコロニ依頼スルノミ」で, 「國

ヲ患フルハ上ノ任」で、「下賤ノ關ル所ニ非ズ」と言うであろう。「政府ニテ一事ヲ起」こすことで「文明ノ形」は「次第ニ具」わりつつあるが、他方で「人民」は「一段ノ氣力ヲ失」い、「文明ノ精神」を「次第ニ衰」えさせてもいる（福澤 [1874b] 1880, 78-79）。

「一身獨立シテ一國獨立スル」（福澤 [1873b] 1880, 36）と考える福澤にとって、「人民」の「政府」に対する「氣風」こそが改めなければならぬものであった。そこで、「政府」以外に「人民ノ由ル可キ標的ヲ示ス者」が必要であると彼は言う（福澤 [1874a] 1880, 58）。というのは、「國ノ文明」は「政府」や「小民」から興るのではなく、その「中間」にある人びとから興り、彼らが「庶衆ノ向フ所ヲ示」し、「政府ト并立」つことで「成功ヲ期」すべきものだからである（福澤 [1874b] 1880, 80）。この「標的ヲ示ス者」を「中間」、「中人以上ノ地位ニ有ル者」（福澤 [1874a] 1880, 63）、「ミツヅルカラッス」（福澤 [1874b] 1880, 81）と表現する福澤は、新時代の担い手としてこのような人びとの出現を期待した。

では、福澤の言う「標的ヲ示ス者」とはどのような人びとか。明治初期の福澤は「西洋という異質な文明のなかに変革のイデーを求めて、過去の惑溺を一掃しよう」（梅津 2001, 142）とする。それゆえモデルを西洋社会の中に求め<sup>29)</sup>、2つの像を提示している。そのひとつは『學問ノス、メ』で述べるように、J.ワット（1736-1819）、G.ステイヴンソン（1781-1848）、A.スミス（1723-90）などの「國人ノ中等」に位置し、「智力」で「一世ヲ指揮シタル者」である（福澤 [1874b] 1880, 81）。もうひとつは同時期に出版した『文明論之概略』（明治8〈1875〉年）で論じるように、① 1200-300年代のヨーロッパで「商賣」を「本業」とし、これを「保護」するために「兵備」を設け、「自カラ其地位ヲ固」くした「獨立市民」に起源を持ち、②「近世」になって「次第ニ富ヲ致」し、さらに「品行ヲ高」くし、③「議院等」では「自分ノ地位ノ利」、すなわち地方における「ロカルインテレスト」と職業における「カラッスインテレスト」を達成しようとし、また「他人ノ壓制」から自らを守ることに努める人びとである（福澤 1875, 19-20）。

現在では福澤の言う「標的ヲ示ス者」は「19世紀中頃のイギリスでは、国民の2,3%の貴族階級と、8,90%の労働者階級の間に位置していた資産のある人々」（小室・西川 2002, 55）をモデルにしていたと考えられる。つまり、地域社会と経済活動の担い手であり、さらには政治の担い手ともなって自らの「利」を保持しようとする人びとを「中等ノ人民」とした『文明論之概略』での理解が相当する。他方で、『學問ノス、メ』では単に「智力」の問題であるとされる。地域社会の経済活動の担い手という条件が外されたのは、福澤がこれらを担うべきである「農」や「商」のなかには現状では「標的ト爲ル可キ人物」がないと考えるからである（福澤 [1874a] 1880,

29) 福澤の文明論は欧米の著作に依拠したものである。『學問ノス、メ』のうち第2, 3, 6, 7, 8編はF. Wayland, *The Elements of Moral Science* (Rev. and improved ed., 1865)を種本として用い、「単調冗漫な原文を、思ひ切り手際よく刈りこんで、はるかに簡潔で、変化の多い、生氣澁刺たる文章に仕立て替」えている（伊藤 [1962] 1969, 22）。また、『文明論之概略』のうち「第二章、第三章の冒頭部分と第八章」は「ギゾーや、バククルの著作に依拠して書」かれており、その「祖述というべき内容をも含」むものである（梅津 2001, 30）。

58). それゆえ、同書で福澤は「誰が『ミッツルカラッス』たり得るかという問題」を「誰が『ミッツルカラッス』の如く社会をリードし得るかという問題」へと転化し（石井 2010, 57）, 「其任ニ當ル者ハ唯一種ノ洋學者流アルノミ」と論じた（福澤 [1874a] 1880, 58-59）.

ただし、現状でこの役割を果たすべき存在として挙げた「洋學者」も「皆官アルヲ知テ私アルヲ知ラス、政府ノ上ニ立ツノ術ヲ知テ、政府ノ下ニ居ルノ道ヲ知」らない状態にあると福澤は指摘する（福澤 [1874a] 1880, 58-59）. それゆえ、「先ツ我ヨリ事ノ端ヲ開キ、愚民ノ先ヲ爲スノミナラス、亦彼ノ洋學者流ノタメニ先驅シテ其向フ所ヲ示」す（同上, 63）, もしくは多くの「洋學者」が「政府ニ依頼シテ事ヲ成スベキモノト思」っているなかで「慶應義塾ノ社中」はこの「災難ヲ免」れていると福澤は述べ（福澤 [1874b] 1880, 83-84）, 当面は自身と慶應義塾の在籍者が自らの理想とする新時代の担い手になると結論づけた.

もちろん、「愚民」と位置づけた「平民」層を福澤は切り捨ててはいない. 彼は「文章を平易に書くこと」に「周到な用意を払い（伊藤 [1954] 1969, 23）, 「民衆を啓蒙しようとする姿勢」（植手 1972, 168）を明確に打ち立てて執筆活動をおこなっているからである. 実際、『學問ノス、メ』は「学制」（明治5（1872）年）の公布により設置された「全国至るところの小学校に、教科書として用」いられることになる（伊藤 [1954] 1969, 19）. 神田を含む多くの洋学者系官僚たちが政府に対して改革を訴えかける論著を執筆しているなかで、「民衆の啓蒙」を目的とする福澤の姿勢は彼の執筆活動の大きな特徴であった.

他方で、福澤が「啓蒙」の対象としたのは「平民」のうち年少者であり、彼らが新時代の担い手となり得るまでには時間を必要とする. そのため、この期間中は特定の少数のエリート層が現状の「愚民」である「平民」を「文明」へと導いていかなければならない. このリードする主体を政府ではなく民間に求めた福澤の構想もまた特徴的なものと捉えることができるものの、その根底にある「愚民」観、さらには少数のエリート層が当面の間社会をリードすべきであるという考えは当時の思潮を脱するものではなかった.

## 2. 「隠密なる政治上之變遷」における徳富蘇峰の「平民」観

明治10年代になると、江戸時代の社会、現状の「人民」に対する言論人の評価は変化をみせるようになる. 福澤の場合、明治10（1877）年に公表した『分権論』で、「洋學者」に加えて「士族」を新時代の担い手として期待するようになる. それは「日本ノ士族ハ數百年ノ久シキ其心ヲ政治上ニ養ヒ、世々ノ教育相傳ヘテ、以テ一種ノ氣風ヲ成シ」（福澤 1878, 8）ていると捉えるからである. さらに、明治11（1878）年に公刊した『通俗民権論』では「平民」に対しての評価を大きく変じて、次のように言う. 「都鄙ノ地方」では「人民ガ相談ノ上」で「井戸ヲ浚ヘ、芥溜ヲ掃除シ、火ノ用心夜廻リノ番ヲ設ケ、作道ヲ開キ、土橋ヲ掛ケ、宮寺ヲ建立シ、常夜燈ヲ燈シ、師匠ヲ招待シテ町村ノ子供ヲ教ヘ、藝人ヲ雇フテ手躍ヲ催フス等」のことは「年久シキ仕來」である. これらは「町村人民」が「寄合」で「相談」して費用を負担し、「一町一村」の「便利ヲ起」し、「町内繁昌」, 「村中安全」を目的とするものである（福澤 1878, 21）. つまり、福澤は

「平民」層を「愚民」とする評価を、「人民」が地方自治の担い手であり続けているとの評価へと改めたのである<sup>30)</sup>。これ以降、彼は「地方名望家」を新時代の担い手にしようとする考えを積極的に公表するようになった<sup>31)</sup>。

また、徳富蘇峰(文久3<1863>年—昭和32<1957>年)、陸羯南(安政4<1857>年—明治40<1907>年)、上野岩太郎(慶応3<1867>年—大正14<1925>年)、竹越与三郎(慶應元<1865>年—昭和25<1950>年)など、神田や福澤よりも二回り程度若い世代の言論人たちが「地方名望家に期待する論文」を「精力的に発表」(石川2002,95)するようになる。なかでも蘇峰は「農工商の人民」が「早晚我が邦に於て、所謂中等民族なる者を組織」して「天下を風靡横行」する「平民社會」、  
「平民主義」が実現するであろうと予測し(徳富1888c,5-6)、その資質を江戸時代の「共同体自治」に求めた点では、神田や福澤と共通する部分がある。

蘇峰は「平民社會」を「自治自活の社會」とも表現し(徳富1888c,6)、この担い手が経済・政治の両面において自立した状態にあることが必要だと考える。この認識に基づいて、現状では「士農工商」のうち「田舎紳士」と表現した土地を所有する「農」がこの「社會」の担い手にふさわしいとする。というのは、「田舎紳士」が江戸時代から現在に至るまで経済・政治を担うにふさわしい「性質を養ひ得」としていると評価したからである(徳富1888a,3)。彼によれば、「田舎紳士」は「總ての出來事皆な彼等の指揮によりて決」めてきた「村内の總理大臣とも云ふ可」き存在であった。これは「今日政治上の境遇に最も恰當したる資格を古へより養ひ得」ということである(同上,1)。

上述の蘇峰の議論は「田舎紳士」の中でも村役人に任じられるような大規模な土地を所有する人びとへの評価である。これに加えて、彼は連載の第3回で「田舎紳士」のなかでも小規模な土地所有者をも高く評価する<sup>32)</sup>。それは彼らが「自活」、すなわち経済の面において大規模な土地所有者よりも優れて自立した状態にあるからである。蘇峰によれば、「田舎紳士」はこれまで「米穀に依つて生活」してきた。ところが、現在では「米價は追々と下落」しているのに対して、「土地の負擔」は重くなり、また「生活の費用は文明と共に追々と嵩」くなっている。彼らはまず「儉

30) 明治10年以降の福澤の執筆活動は、それ以前の主張を「原理論」としつつも、「現状を踏まえて実際的な方策を探求しよう」とする姿勢へと変じる(梅津2001,142)。そのため、「人民」に対する自らの評価を変化させたと考えることができる。また、明治13(1880)年には慶應義塾の就学者のうち平民の占める割合が50%を超え、士族を上回るようになる。このような自らを取り巻く環境の変化もまた、福澤の「人民」観を変化させる一因となったと思われる。

31) 明治初期から中期にかけての福澤の政治思想の変遷は石川(2002)、「ミッツルカラッス」となりうる人材を福澤がどのような階層に求めたかは石井(2010)を参照のこと。

32) 「松方デフレ」により1880年代半ば以降から、小規模土地所有者はその土地を失い小作農や労働者へと転じていった。20世紀初頭になると彼らの貧困は重要な社会上・経済上の問題にもなり、この問題の解決策を論じる際にはしばしば彼らの経済的自立が問題視された。他方で、蘇峰は彼らの土地の喪失を悲惨なものとは捉えずに、新たな収入を得ようとして意欲的に活動していることを積極的に評価している。このような小規模土地所有者への評価は極めて珍しいものであり、彼の言う「平民社會」の担い手はより広範なものといえることができる。

約」を試みるが、「世間並み」を維持するための支出が増えているために対処が不可能になる。そこで、「収入を増」そうとして養蚕、製茶、製紙などを起業する。これに「最も速に最も切」に着手するのは「最も少なく土地を有する者」であり、「最も遅く最も寛」に着手するのが「最も多く土地を有する者」である（徳富 1888b, 4-6）。

だが、蘇峰は明治初期より自らと同様の考えを持っていた神田に言及することはない。この原因としては、明治8（1875）年6月28日に公布された「新聞紙条例」の第16条で「院省使廳ノ許可ヲ經スシテ上書建白ヲ載スルコト」（「明治8年太政官布告第111号」）が禁止され、同年7月7日には「凡ソ官吏タル者、官報公告ヲ除クノ外、新聞紙・雑誌・雜報等ニ於テ、私ニ一切ノ政務ヲ叙述スルコト不相成候條、此旨相達候事」（「明治8年太政官達第119号」）との通達もなされた結果、神田は政治・経済にかんする著作を公表して、自らの影響力を高めていくことが不可能になったことが挙げられる。また、「人民」を「愚民」と評価する政府首脳や官僚たちの意識を改めようとする神田の活動は華々しさに欠けるものであったとも指摘できる。

## V 結 び

神田の現状の「人民」を経済・政治の担い手とする認識、およびこれに立脚した彼の改革案は明治10年代にみられるようになった「地方名望家」の先駆的業績であり、明治初期の思潮と大きく袂を分かつものである。だが、それは明治初期に官僚として活躍した神田にとっては、自らの構想を実現していく大きな妨げとなる。というのは、当時は政府や府県が政策を決定する政治体制であり、政府首脳や地方官の多くは「愚民」観に立脚し、「人民」の政治参加を尙早とする考えや政府主導の勸業政策を断行しようとする構想を有していたからである。そのため、彼らの「愚民」観を払拭することも神田にとっての重要な課題となった。

神田は明治6（1873）年11月に渡邊清に「愚見十二條」と題する建議書を提出している。この1条で神田は、「民」を「赤子」と見做すべきであるとは「古聖人ノ教」であるが、この「教」は「今ノ時態」に合わないばかりか、政府が「父母」であると自任して「政令」の変更を「勝手次第」にするという弊害を生じさせているので、今後は「民」を「大人」と見做す必要があると自らの「人民」への評価を明らかにする。また、2条では、「御誓文第一条」の「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシトノ御趣意」が「近頃烏有」となっていることを、さらに第5条では、「我邦ノ法」は「政府ニテ税則ヲ勝手ニ定」めることに代表されるように「万機ノ事請負ノ姿」であるにもかかわらず、「人民ニ厄介ヲ掛」ける「不義」をおこなっていることを批判した（神田 1873）。

だが、建議書を提出するのみでは政府内の限られた人びとに対してしか自らの考えを伝えることはできない。神田はこのことを認識していたからこそ、建議書を公表して自らの経済や政治についての考えの普及を試みている<sup>33)</sup>。彼は「愚見十二條」の第2条と第5条との内容を増補改訂した後に「民選議院可設立ノ議」、「財政變革ノ説」として公表し<sup>34)</sup>、兵庫県令としては「民會」

にかんする規則やその県政の内容を『日新眞事誌』に掲載させている<sup>35)</sup>、とくに「民會」にかんする規則は他の地方官に参照され、彼が制定した「民會議事章呈略」と同内容の「民會」規則を採用する県が出現している<sup>36)</sup>。また、地方官会議では幹事選でただ一人過半数の票を獲得し<sup>37)</sup>、幹事長に就任する。だが、神田の地方官への影響力は地方官会議の議長である木戸孝允（天保4〈1833〉年—明治10〈1877〉年）に警戒されることになった<sup>38)</sup>。

その後、前述したように（「明治8年太政官布告第111号」の公布、「明治8年太政官達第119号」の通達により、神田は官僚と思想家という「二足の草鞋」を履くことが不可能になり、前者として生涯を終えることになる。その結果、彼は明治10年代以降には思想家としてはもはや「忘れられた存在」となってしまう。だが、このことは日本の経済・政治思想史研究における神田の思想の重要性を喪失させることにはつながらない。というのは、神田の「人民」に対する評価は「平民」社会の到来を期待する明治中期の思潮の先駆的な業績であり、また彼が政府首脳や官僚たちの「愚民」観を問題視する極めて特徴的な思想を抱き、これを改めようとして自らの考えを新聞や雑誌などを有効に活用して普及しようとした明治初期における優れた思想家であったからである。

（南森茂太：関西学院大学経済学研究科研究員）

- 
- 33) 神田は地租改正についての建議である「田税改革議」（明治3〈1870〉年）を『田税新法』（明治5〈1872〉年）として出版している。また、明治6（1873）年9月に神田は陸奥宗光（天保15〈1844〉年—明治30〈1897〉年）に「所得税法」導入を提言する建議書を提出しているが、これは同年10月7日に『東京日日新聞』が「税法私言」、『日新眞事誌』が「税法問答」との表題をつけて掲載している。なお、神田による「所得税法」の内容は南森（2011）を参照のこと。
- 34) 同様にこの建議書で神田は不換紙幣を「御儉約」により回収すべきことも論じ（4条：神田1873）、この内容を増補・改訂した「紙幣引換懇願録」、「正金外出歎息録」（ともに明治7〈1874〉年）、「紙幣成行妄想録」、「貨幣病根療治説」、「貨幣四録附言」（ともに明治8〈1875〉年）を『明六雑誌』に公表している。
- 35) 『日新眞事誌』は明治6（1873）年12月19日付で兵庫県下における「民會」の開設とその規則などを通達した「明治6年兵庫縣487号」の全文を、明治7（1874）年6月15日付で地方官会議の開催に際して県下の意見を取りまとめることを通達した「明治7年兵庫縣226号」の全文を、同年10月9日付で神田が「縣會」において取りまとめた兵庫県の「公論」を掲載している。
- 36) 明治11（1878）年にいわゆる「地方三新法」が定められるまでに制定された町村会にかんする規則を研究した福島・徳田（1956）は、愛媛・神奈川県は神田が制定した兵庫県の規則の「直系」にあたるもので、愛知・福島県のは「之に近」と考察している（福島・徳田〔1939〕1956, 269）。
- 37) 出席した地方官は60名（全地方官数62名、初日は2名欠席）で、神田が獲得した票数は39票である。他に幹事に選出された中島信行（神奈川県令：弘化3〈1846〉年—明治32〈1899〉年）の獲得票数は21票、柴原和（千葉県令：天保3〈1832〉年—明治32〈1899〉年）の獲得票数は17票であった。
- 38) 木戸孝允は地方官会議の初日に、「尤民選議院家」であり、「類に政府之束縛を相論」じ、これが他の地方官に「波及候気味」があること、地方官たちの「新聞紙屋傍聽」の願出も「神田等主謀」と考えられることを挙げ（木戸〔1875〕1930, 149-50）、神田を県令職から転任させることを大久保利通に進言している。なお、木戸の神田に対する警戒心が「新聞紙条例」公布を促すひとつの契機となったが、このことを論じるのは本稿の目的を超えるため、今後の課題としたい。

## 【参 考 文 献】

## 法令, 通達など

- 太政官, 「明治 4 年太政官第 175 号 (布告)」内閣官報局編, 『明治年間法令全書』(復刻版) 第 4 卷, 原書房, 1974 年, 139-41.
- , 「明治 8 年太政官布告第 111 号」内閣官報局編, 『明治年間法令全書』(復刻版) 第 8 卷-1, 原書房, 1975 年, 152-55.
- , 「明治 8 年太政官達第 70 号」内閣官報局編, 同上書, 608.
- 兵庫県, 「明治 6 年兵庫縣第 487 号」(兵庫県公館県政資料館所蔵).
- , 「明治 7 年兵庫縣第 194 号」(同上).
- , 「明治 8 年兵庫縣無号」(同上).

## 文 献

- 阿部正弘, [1849] 1955. 「伊勢守殿御渡, 口達之覚」『幕末御触書集成 第 6 卷』所収, 石井良助・服部弘司編, 岩波書店, 42-44.
- 安藤 哲, 1999. 『大久保利通と民業奨励』御茶の水書房.
- 石井寿美世, 2010. 「福沢諭吉における「ミッヅルカラッス」と地方富豪—明治前半期を中心に」『福沢諭吉年鑑』(37), 福澤諭吉協会, 51-71.
- 石川一三夫, 2002. 「福沢諭吉の地方自治論—法思想家としての一側面」『福澤諭吉の法思想—視座・実践・影響』所収, 安西敏三・岩谷十郎・森征一編著, 慶應義塾大学出版会, 91-127.
- 伊藤正雄, [1954] 1969. 「福沢諭吉と現代日本—『学問のすゝめ』をめぐって」『福澤諭吉論考』所収, 吉川弘文堂, 10-34.
- , [1959] 1969. 「福沢諭吉と国語の問題」伊藤正雄, 同上書, 35-56.
- , [1962] 1969. 「福沢のモラルとウェーランドの『修身論』—主として『学問のすゝめ』および「中津留別の書」の典拠に関する一研究」伊藤正雄, 同上書 (第二部), 1-77.
- 井上琢智, 2006. 『黎明期日本の経済思想—イギリス留学生・お雇い外国人・経済学の制度化』日本評論社.
- 植手通有, 1974. 『日本近代思想の形成過程』岩波書店.
- 梅津順一, 2001. 『「文明日本」と「市民的主体」—福沢諭吉・徳富蘇峰・内村鑑三』聖学院大学出版会.
- 大久保利通, [1873] 1928. 「立憲政體に関する意見書」『大久保利通文書 5』所収, 大久保利和・牧野伸顕・大久保利武編, 日本史籍協会, 182-211.
- , [1874] 1928. 「殖産興業に関する建議書」大久保利和・牧野伸顕・大久保利武編, 同上書, 561-66.
- 生越利昭, 2011. 「明治啓蒙における経済思想の展開—福沢諭吉を中心に」『啓蒙と社会—文明観の変容』所収, 佐々木武・田中秀夫編著, 京都大学学術出版会, 393-434.
- 落合 功, 2008. 『大久保利通—国権の道は経済から』日本経済評論社.
- 加藤弘之, 1870. 『真政大意』巻下, 山城屋佐兵衛.
- 神田孝平, [1862] 1879. 『農商辨』土居光華編『評点經世餘論』正榮堂, 1-27.
- , [1868a] 1934. 「會議法則案」『新聞會叢』所収, 尾佐竹猛編, 岩波書店, 455-58.
- , 1868b. 「日本國當今急務五ヶ條の事」『中外新聞』第 12 号: 8.
- , 1868c. 「重版論」『中外新聞』第 17 号: 2-3.
- , 1868d. 「江戸市中改革仕方案」『中外新聞』第 18 号: 2-4.
- , 1868e. 「褒功私説」『西洋雜誌』巻 4, 江戸開物社, 5-14.
- , 1870. 「議院考一則」『中外新聞』第 41 号: 3-5.

- , 1871. 『性法略』求故堂.
- , 1873. 「愚見十二條」(書写史料: 早稲田大学所蔵).
- , [1874a] 1994. 「民選議院可設立ノ議」『日新眞事誌』第3周年第118号, 『日新眞事誌』(複製版) 6, ペリかん社, 264.
- , [1874b] 1976. 「財政變革ノ説」『明六雜誌』(復刻版) 第17号, 立体社, 1-5.
- , [1875] 1976. 「貨幣病根療治説—貨幣四録ノ四」『明六雜誌』(復刻版) 第33号, 立体社, 6-9.
- , 1876. 「元兵庫縣事務引續演説」(書写史料: 兵庫県公館県政資料館所蔵).
- 木戸孝允. [1875] 1930. 「大久保利通宛書簡」(明治8年6月20日)『木戸孝允文書6』所収, 木戸公傳記編纂所編, 日本史籍協會, 149-50.
- 小室正紀・西川俊作. 2002. 「ミズルカラッス」(語注), 福澤諭吉著, 小室正紀・西川俊作編『学問のすゝめ』福澤諭吉著作集第3巻, 慶應義塾大学出版会, 55.
- 島津忠寛. [1853] 1910. 「八月十五日日向國佐土原城主嶋津淡路守忠寛上書」東京帝國大學文科大學史料編纂掛編纂『大日本古文書』幕末外國關係文書之二, 東京帝國大學, 109-18.
- 新修神戸市史編集委員会. 1992. 『新修神戸市史』歴史編3, 神戸市.
- 住谷悦治. 1958. 『日本經濟學史』ミネルヴァ書房.
- 太政官. 成立年不詳. 『兵庫県史料』政治之部, 工業, 第8編(兵庫県公館県政資料館所蔵).
- 田中愼一. 1997. 「明治前期民事判決にみる肥料經濟(1)」『經濟學研究』(北海道大学) 47(2): 132-39.
- 地方官. [1875a] 1928. 『地方官會議日誌』卷15, 吉野作造編『明治文化全集』第4巻, 憲政編, 日本評論社, 313-22.
- , [1875b] 1928. 『地方官會議日誌』卷16, 同上書, 322-23.
- 塚谷晃弘. 1960. 『近代日本經濟思想史研究』雄山閣.
- 東京大学百年史編集委員会. 1984. 『東京大學百年史』通史1, 東京大学.
- 徳富蘇峰. 1888a. 「隠密なる政治上之變遷(第2)—田舎紳士」『國民之友』(16): 1-6.
- , 1888b. 「隠密なる政治上之變遷(第3)—生活と教育との刺激」『國民之友』(17): 1-6.
- , 1888c. 「隠密なる政治上之變遷(第5)—中等民族將に生成せんとす」『國民之友』(20): 6-9.
- 福澤諭吉. [1872] 1880. 『學問ノス、メ』初編, 福澤諭吉『學問ノス、メ』(合本) 福澤諭吉, 1-16.
- , [1873a] 1880. 『學問ノス、メ』2編, 同上書, 17-32.
- , [1873b] 1880. 『學問ノス、メ』3編, 同上書, 33-48.
- , [1874a] 1880. 『學問ノス、メ』4編, 同上書, 49-70.
- , [1874b] 1880. 『學問ノス、メ』5編, 同上書, 71-86.
- , 1875. 『文明論之概略』.
- , 1877. 『分權論』.
- , 1878. 『通俗民權論』.
- 福島正夫・徳田良治. [1939] 1956. 「明治初年の町村会」『地租改正と地方自治制』所収, 明治史料研究連絡会編, 御茶の水書房, 121-280.
- 藤田貞一郎. 1998. 『国益思想の系譜と展開』清文堂出版.
- 丸山眞男. 1952. 『日本政治思想史研究』東京大学出版会.
- 南森茂太. 2008a. 「神田孝平の自由貿易論解釈—津田真道との比較において」『日本經濟思想史研究』(8): 25-41.
- , 2008b. 「神田孝平『農商辨』における商の『利』—税制改革論を中心に」『經濟學史研究』50(1): 62-78.
- , 2010. 「神田孝平における政治体制論の展開—「仁政」から「會議」への展開を中心に」『日本經濟思想

史研究』(10): 19-35.

- . 2011. 「明治初期における神田孝平の税制・財政改革案—歳出削減による減税構想としての再評価」『経済学論究』(関西学院大学) 64(4): 109-38, 関西学院大学経済学部研究会.
- . 2012. 「神田孝平の兵庫県政—「民會」の開設とその構想について」『経済学論究』(関西学院大学) 65(4): 145-74, 関西学院大学経済学部研究会.
- 本庄栄治郎. 1971. 「神田孝平および吉野作造博士の著作について」『日本学士院紀要』29(2): 113-22.
- . 1973. 『神田孝平—研究と資料』清文堂出版.
- 柳河春三. 1867. 「西洋雑誌」『西洋雑誌』卷 1, 江戸開物社, 1.
- 横井小楠. [1860] 1971. 『国是三論』佐藤昌介・植手通有・山口宗之校注, 『渡辺崋山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内』日本思想大系 55, 岩波書店, 438-65.
- 横田冬彦. 2009. 『天下泰平』(日本の歴史 16), 講談社.
- 吉野作造. 1927 [1995]. 「明治文化に対する神田孝平先生の貢献」『吉野作造選集 11—開国と明治文化』所収, 岩波書店, 203-15.
- 渡邊 清. 1873. 「畿内府縣景況申立」太政官編『公文録』(明治 6 年) 第 248 卷 (書写史料, 国立公文書館所蔵).

## On Takahira Kanda's "the People"

Shigeta Minamimori

### **Abstract:**

The purpose of this article is to show that Takahira Kanda's (1830–98) evaluation of "the people" was closely related to his political and economic reform plans.

Since the early 19th century, ships from American and European countries had been coming to Japan, and the Tokugawa Shogunate felt compelled to reinforce their armaments. In order to raise the vast funds necessary for reinforcement, the shogunate tried to promote various domestic industries. The Meiji Government that later overthrew the shogunate also succeeded in such promotional policies. Thus, "the modernization" policies of the government spread to several fields, and the top governmental officials, bureaucrats, and western scholars presented numerous modernization plans, most of them insisting that the government carry out various reforms. However, they believed that "the people" were "ignorant" and did not have the ability to be involved with such reforms.

On the other hand, Kanda evaluated "the people" as political and economic subjects. Such ideas had already appeared by the end of the shogunate. In *Nosyoben* (1862), Kanda insisted that "the people" are independent economic subjects with political interest; he succeeded to gain recognition for his thoughts after the Meiji Era. Thus, the idea of the assembly and patent systems in Japan was based on the recognition of his thoughts.

In order to carry out his reform plans, Kanda had to wipe out the evaluation of people made by the top governmental officials and bureaucrats and hence made his reform plans public through magazines and newspapers. His activities were closely watched by the top governmental officials, and finally the Meiji government managed to weaken his influence. However, his thoughts contributed much to the pioneering achievement of "the local notable theory" during the middle of the Meiji Era.

JEL classification number: B 31.